

内外交差点

「封印」に関わる諸負担軽減 われわれの力で効率化が可能

岩城 秀行氏（行政書士） 第11/12回

本日は自動車の封印についてお話をさせていただきます。

封印は自動車は運輸支局や自動車登録事務所で登録され検査を受けナンバープレートを取得したことを公証するとともに、ナンバープレートの取り外し防止・盗難・偽造等の犯罪を防止する役割を担っています。封印は、皆様ご存じのように自動車（軽自動車等を除く）のナンバープレートを固定しているボルトに被せる留め具のことです。留め具の表面には、都道府県を表す一文字が刻印されています。車体後方のナンバープレートをよく見てみると、その上部には2カ所にボルトが取り付けられ、車体に固定されていることがわかります。さらによく見てみると、この2カ所のボルトのうち後部左側のボルトには蓋のようなものが取り付けられており、簡単には取り外せないようになっています。

なお、軽自動車のナンバープレートは運輸支局や自動車登録事務所で登録を行う必要がないため、封印がありません。普通車と軽自動車のナンバープレートを変更する場合の手続きは異なっており、軽自動車はナンバープレートを外し軽自動車検査協会に持参することが可能なため、より簡易な手続きとなっています。

この封印を取り付ける封印権は次の4種類です。

①甲種封印権

甲種封印権はナンバープレートの交付代行者（自家用自動車協会など）が持っている封印権です。運輸支局や自動車登録事務所の隣接窓口で、ナンバーを交付しているところが甲種封印に当たります。一見すると運輸支局の窓口の一部ですが、自家用自動車協会などナンバー交付の手続きを代行しており、また、自動車登録の全ての手続きにおいて、封印取付を行うことができます。封印場所は運輸支局内の封印場所又は交付手続き代行者（自家用自動車協会など）が指定した場所に限られます。

②乙種封印権

自販連に加盟する型式指定車の新車ディーラー

が持つ封印権です。販売する新車の封印取付を行います。ディーラーの店舗が封印場所に指定されていることが多く、指定場所で封印を取付けます。

③丙種封印権

日本中古自動車販売協会連合会（J U）に加盟している一部の構成員（中古車販売店）が持つ封印権です。構成員が販売した場所で自動車について封印取付を行います。

④丁種封印権

行政書士のうち、自動車登録業務に精通すると行政書士会が認定した行政書士（丁種封印会員）がもつ封印権が丁種封印権です。乙種、丙種はその構成員が販売した自動車の封印に限りますが、丁種封印権はそれらを除けば、販売車、個人間売買、住所変更に伴う管轄地変更によるナンバー交換など広く対応できることが他の封印権と異なる特徴です。よって、乙種、丙種で対応できない場合において、「丁種」にて封印取付を行うことができます。

上記①～③と④の封印権の大きな違いは、④は出張封印ができる点です。この④は、行政書士が依頼者の車庫に向いて、封印を行います。①～③の封印を行うには、封印の指定場所に持ち込まなければなりません。臨時運行許可（輪番）以外の自動車では封印がされていないナンバープレートでの公道の走行が許可されていません。そうすると車に乗って出向くことが不可能です。臨時運行許可（臨番）をとって運ぶか車の搬送業者へ依頼して輸送することになり、多くの手間（費用）がかかってしまいます。④は自動車登録事務所に行くことなく事業所などで封印を取り付けられます。また、1度に10～20両といった複数の車両の封印を運輸支局や自動車登録事務所（陸自）に運ぶことなく、抹消、登録（代替）ができますので、車の輸送に生じる手間、時間、金銭面での負担を軽減することができます。

最後に宣伝になりますが、私も大阪府行政書士会認定の丁種封印会員です。複数台、特に1度に大量の登録・封印が必要な場合に皆様のお役に立てればと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

連絡先：090-4560-9915。

